

こんなときどうする？

Q

四年間住んでいたアパートを退去することになった。敷金は返金されるのだろうか。またハウスクリーニング費用は支払うものなのか。

アパートの敷金

A

敷金とは、借主の賃料の滞納や不注意による物件の損傷・破損等に対する損害金を担保するため、契約時に貸主に預け入れるものです。従って、家賃の滞納がなく損害金が発生していなければ、原則全額返還されるものです。

ハウスクリーニング代については、契約時に特約があるか確認してください。畳やクロスの変色など通常の使用により傷ついたり減ったりした場合の修復費用は貸主負担になります。また、子どもの落書き、たばこのヤニ・臭い等は借主の不注意・手入れ不足とされ、クリーニング費用は借主の負担となり通常は敷金から差し引かれます。

□ 問合せ先 □

東信消費生活センター

0 2 6 8 (2 7) 8 5 1 7

町総務課

消費生活相談窓口

(3 2) 3 1 1 1 内線 1 0